

川崎市立労働会館管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市立労働会館（以下「会館」という。）の管理運営について、川崎市立労働会館条例（昭和26年川崎市条例第73号。以下「条例」という。）及び川崎市立労働会館条例施行規則（昭和26年川崎市規則第29号。以下「規則」という。）で定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(申請等の受付)

第2条 条例及び規則に基づく申請及び届出の受付時間は、開館日の午前8時30分から午後8時30分までとする。ただし、川崎市公共施設利用予約システム（以下「予約システム」という）を利用する場合にあっては、別に定めるところによる。

(利用許可の申請の受付順位)

第3条 利用許可の申請の受付順位は、申請の順とする。ただし、申請が同時の場合は、会館の設置目的に沿って利用するものを優先し、その他の利用の場合は、抽選による。なお、予約システムを利用する場合にあっては、別に定めるところによる。

(利用料金の減免)

第4条 条例第16条の規定による利用料金の減免の基準は、次に定めるとおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(1) 免除

- ア 川崎市が経済労働施策として自ら使用するとき。
- イ 川崎市が、川崎市内外にむけて川崎市のイメージアップを図るなどのために、市民を挙げて実施する事業に使用するとき。
- ウ 川崎市が災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間使用するとき。
- エ 健康管理室、第4交流室又は第5交流室を児童スペースとして使用するとき。

(2) 減額（50%減額）

- ア 経済労働施策に取り組む団体として川崎市の認める団体が、川崎市と協働して当該施策推進のために、会議、集会等で使用するとき。
- イ 特別会議室の使用に際し、既設の通訳設備を一切使用しないとき。
- ウ 川崎市が主催する事務事業のうち、前号以外の目的にて使用するとき。

(3) 川崎市の共催又は後援にて実施する事業において会館の利用目的に沿って利用するもの又は指定管理者が特別の理由があると認めるものについては、当該事業の態様を勘案し、その都度市長と協議のうえ、決定するものとする。

2 市長は、前項の規定によるほか、利用料金の減免について特に必要がある場合は、別にこれを定める。

(営利利用の制限)

第5条 営利を目的とした利用は、次に該当する場合を除き、許可しない。ただし、市長が特別な理由があると認める場合は、この限りでない。

(1) 物品の販売等

- ア 研修会、講習会等の教材とし使用する書籍、CD等の物品類であること。
- イ 催事の講師、出演者等に関するものであること。

(2) 入場料金等を徴する催事

- ア 有償ボランティア等、主催者が会員のために催すものであること。
- イ 入場料金等は、催事開催の必要経費を補う性質のものであり、他に比較して低額であること。

(特別利用の承認)

第6条 前条第1号・第2号の規定により物品の販売等をし、または入場料金等を徴する催事をしようとする者は、指定管理者に趣意書を添えて申請し、その承認を受けなければならない。

(利用時間)

第7条 条例別表1に定める利用時間は、準備及び後片付けに要する時間を含めるものとする。

(利用時間の延長)

第8条 利用許可の時間を超えて利用することができる場合は、利用時間区分の直後に利用者がいないとき又は管理上支障がないときに限り認めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。